

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和5年11月22日

収支等命令者

佐賀県地域交流部国際課長 内田 修平

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務名

令和5年度佐賀県と全羅南道との青少年交流(スポーツ交流)事業に係るホテル等手配業務

### (2) 業務の内容 仕様書による

### (3) 委託期間 契約締結の日から令和5年1月26日(金曜日)まで

## 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

(1) 旅行業法の規定に基づき登録された、県内に本・支店又は営業所を有する第1種旅行者及び第2種旅行者で、今回の業務の委託先決定後その受託をすることが可能であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからオまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書と関係資料を令和5年11月29日（水曜日）17時までに以下の担当課に持参又は郵送（29日（水曜日）17時までに担当課へ必着）してください。ただし、（1）ウについては、実績の無い場合に限り、提出しないことも出来ます。提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに対応しなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### （1）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 営業概要書（様式2）

ウ 同種かつ同規模業務の履行実績調書（様式3）

- ・過去2年間（令和3年度から現在まで）の国、県等からの履行実績（海外への青少年派遣事業に係る委託業務）について記入の上、提出してください。

#### （2）担当課

840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1-59

佐賀県地域交流部国際課 電話 0952-25-7328

### 4 入札書の提出場所等

#### （1）契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ

#### （2）入札関係書類の交付方法

公告の日から11月30日（木曜日）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時までの間、上記（1）において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

#### （3）入札説明会

実施しません。

ただし、11月30日（木曜日）17時まで質問を受け付けることとし、回答は入札前までに行います。

#### （4）入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和5年12月1日（金曜日）午前11時00分

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁7階 地域交流部東会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。

#### （5）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。

### 5 入札方法等

- （1）代理人をもって入札する場合は、委任状を作成の上、持参してください。この場合、入札書には入札参加者の住所、氏名又は名称若しくは称号及び当該代理人の氏名を記載し、

当該代理人の印を押印しなければなりません。(入札関係様式を参考に作成すること)

- (2) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正箇所を二重線で上書きし、当該箇所に押印する必要があります。
- (3) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることができません。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

## 6 入札の無効、中止、取消し

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。
  - ア 参加する資格のない者
  - イ 当該競争について不正行為を行なった者
  - ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
  - エ 一人で二以上の入札をした者
  - オ 代理人でその資格のない者
  - カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は、入札者の負担とします。
  - ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
  - イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

## 7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- (4) 落札者となるべき者の当該入札価格では契約の履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがあります。

## 8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

ア 入札者は佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

（ア）国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

（イ）日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

（ウ）銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）券面金額

（エ）銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以降であるときは、提供した日の翌月から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

（オ）銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

（カ）銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

（ア）県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

（イ）2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

## （2）契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

（ア）県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

（イ）2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## 9 その他

（1）談合情報があった場合は、談合の有無に関わらず、そのすべてを公表することがありま

す。

- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。
- (3) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによります。
- (4) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書について、本業務に係る契約手続き以外の目的に供してはいけません。
- (5) この入札に参加を希望する者は、この入札説明書の交付から入札までの手続きに際して得た情報を第三者に漏らしてはいけません。当該参加希望者による情報の漏洩によって佐賀県又は第三者に与えた損害は、当該参加者において賠償するものとし、佐賀県は一切その責を負いません。これは、入札手続きの終了後も同様とします。
- (6) この入札に関する手続きに要する費用の一切は、参加希望者の負担とします。
- (7) 問合せ先  
佐賀県地域交流部国際課 電話 0952-25-7328